

長野県土木工事施工管理基準の一部改定について

長野県建設部技術管理室

1 改定対象

- ・長野県土木工事施工管理基準〔令和7年版（10月1日適用）〕

2 改定の主な内容

国土交通省の基準改定（令和8年3月）に準拠し改定

＜出来形管理基準及び規格値＞

○特になし

＜品質管理基準及び規格値＞

○舗装工事における新たな品質管理手法の追加 ※下線部追記

10 下層路盤（品質管理基準 P9）

17 路床安定処理工（品質管理基準 P18）

18 表層安定処理工（表層混合処理）（品質管理基準 P19）

27 道路土工（品質管理基準 P28）

試験項目：プルーフローリング

試験方法：「地盤変形量測定装置を用いたプルーフローリング管理要領（案）」

試験基準：・全幅、全区間で実施する。

・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。

適用：地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。

※従来の試験方法といずれかを実施

14 アスファルト舗装（品質管理基準 P14）

試験項目：温度測定（初期転圧前）

試験方法：「表面温度測定装置を用いたアスファルト舗装の温度管理要領（案）」

試験基準：110° C 以上

※ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定

試験基準：・全幅、全区間で実施する。

・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。

適用：アスファルト舗装の表面温度を連続的に計測し、施工範囲全体の表面温度をヒートマップとして記録・管理する。

※従来の試験方法といずれかを実施

○試験項目の追加 ※下線部追記

35 プラント再生舗装工（品質管理基準 P41）

試験項目：アスファルトコンクリート再生骨材圧裂係数

試験方法：舗装再生便覧（令和6年3月）付録-02 アスファルトコンクリート再生骨材圧裂係数の求め方

規格値：1.70 (MPa/mm) 以下 (25° C)

※針入度または圧裂係数のどちらかが規格値を満足すればよい

試験基準：再生混合物製造日ごとに1回。1日の再生骨材使用量が500tを超える場合は2回。1日の再生骨材使用量が100t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日1回とする。

○規格値の改定 ※下線部に改定

37 ガス切断工（品質管理基準 P42）

規格値：最大表面粗さ、50 μ m 以下（切断による場合もこれに準ずる）

※「2 改定の主な内容」の他、参考文献の引用頁の更新や表現の見直しなどによる軽微な改定を行った管理項目は次のとおり。

<出来形管理基準>

P1-78：固結工（スラリー攪拌工）

P6-7：鋼製橋脚製作工

<品質管理基準>

P2、P30、P33：単位水量測定

P42：ガス切断工

P42～44：溶接工

<写真管理基準>

P43：固結工（粉末噴射攪拌工、高圧噴射攪拌工、スラリー攪拌工、生石灰パイル工）

<下水編>

○出来形管理基準及び規格値、品質管理基準及び規格値および写真管理基準について、項目のみの表示に変更し、引用元の書籍を明示。